

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	国民年金システム運用方法検討業務
発 注 課	保険企画課
選 定 事 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。 本業務は、移行のための事前作業として、上記事業者が提供している標準準拠パッケージについて、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、その機能を確認したうえで、運用方法の検討及び確定をするものである。 国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。 一方で「国民年金」業務については、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和5年度に行ったRFIにおいて、上記事業者のみが国民年金業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答しており、当該事業者が製作者である標準準拠パッケージが唯一の所定の期限までに本市への対応が見込めるパッケージとなっている。 システム移行にあたっては、導入が可能であるパッケージを想定し、業務主管課が「国民年金」業務の運用方法を具体的に検討し、確定させる必要がある。 現行、当業務に係るパッケージ提供可能事業者が上記のとおり限定されている状況であるため、本業務については上記事業者に委託することとする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年10月17日